

愛川町教育委員会

平成26年2月24日

愛川町教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成26年2月24日（月）
午後2時00分から午後3時57分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
 - (1) 教育長報告事項
 - (2) 平成26年度教職員人事配置状況について
 - (3) 平成26年度愛川町就学措置について
 - (4) 愛川町教育委員会表彰実施要領の一部改正について日程第4 協議事項
 - (1) いじめ防止対策基本方針（案）について日程第5 愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申について
日程第6 愛川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
日程第7 愛川町附属機関の設置に関する条例について
日程第8 その他
 - (1) 平成26年度主要施策について
 - (2) その他
- 4 出席委員 委員長職務代理者 井上正博
教育委員 平田明美
教育委員 榮利隆一
教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 佐藤隆男

| | |
|--------------|------|
| 教育総務課長 | 熊坂祐二 |
| 生涯学習課長 | 山田正文 |
| スポーツ・文化振興課長 | 小島義正 |
| 教育開発センター指導主事 | 高山真一 |
| 教育総務課副主幹 | 井上守 |

◎開会

- （井上委員長職務代理者） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は4人であります。定足数に達しておりますので、2月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （井上委員長職務代理者） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録については、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結し、表決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

○（井上委員長職務代理者） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、（1）教育長報告事項の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（井上委員長職務代理者） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。（1）教育長報告事項について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長職務代理者） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 異議ないものと認めます。

よって、（1）教育長報告事項については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたします。

次に（2）、平成26年度教職員人事配置状況についての説明をお願いいたします。

○（熊坂教育長） 資料2をご覧ください。三つ折りのものでございます。左側半分が、今年度、25年度の配置状況でございます。右側半分が26年度4月5日現在での見込みということでございます。順次ご説明いたしたいと思っております。

中津小でございますが、新1年生が、近年になく数が減っておりまして、3学級ではなく

て2学級編制になるということで、17学級から16学級に普通級が減ってございます。支援級につきましては1学級増ということでございます。したがって、現時点では、教員が34から31ということになっておりますが、この中で、拠点校指導教員というのが、1あるわけですが、この配置につきましては、新採用が多い菅原小に籍を置くということでございまして、ですから現時点では実質的に中津小は2の減ということでございます。

続いて、高峰小でございしますが、高峰小の場合には、普通学級が1学級減りまして、6学級になります。つまり全部単級になるということでございます。それから、支援級は2学級で変わりませんが、規定外の人数で、学級数に変わりはないが、特別支援学級の人数が増えておりますので、1名、特複1という数字があるかと思いますが、そこに教員が1増えてございます。したがって、規定分は1減っているんですが、規定外で1増えたということで、トータルでは15ということで、今年度と変更はございません。

続いて田代小でございしますが、田代小は学級の増減が普通級も支援級もございませんので、今年度と同じように、教員の配置が15名でございます。

半原小でございしますが、ここも学級数については変更はございませんが、特別支援学級の中の人数が若干減った関係等がございまして、規定外のところで、今の段階では、特複1というこの数字が載っておりません。今後、場合によると、1、増えてくるかもしれませんが、今の段階では教員数が1減でございます。

続きまして、中津第二小でございしますが、現在は普通級が13、特別支援が3でございます。来年度は、普通級は同じ13、特別支援級は4ということで、1学級増ということになります。その関係で、教員も1増ということでございます。

続きまして、菅原小でございしますが、菅原小は、普通級が現在14、特別支援級が3ということでございますが、来年度は普通級が13、特別支援級が4ということで、普通級と支援級の入れ換えがございします。学級数、合計では17ということで、変わってはございませんが、ただ、教員の数若干前後する関係がございします。プラス1になっておりますが、これは拠点校指導教員を、今年度は中津小に在籍になっておりますが、菅原小に移していくということで、ここが1プラスになってございます。したがって、実質的には変わりがないという状況でございます。

以上、小学校のほうは、学級数は、普通級が3学級減って66学級、支援級が3増えて21学級、合わせて87学級、合計は変わりませんが、学級数の関係が変わってございます。したがって、規定分の教員数が若干、普通級は減り、支援級は増えているという状況となつてご

ございます。規定外の部分は、これから増える見込みもあるということで、現時点では、昨年の4月2日の配置、141人に対して、139人ということで、2名減という形になってございます。

続いて、中学をご覧いただきたいと思います。中学は、愛川東中でございますが、現在、普通級が15、支援級が4、来年度も同じ学級数でございます。したがって、教員数も今のところ合計38で、変わりございません。1人違うところは、括弧内の数字が、8が7になっております。これは、なるべく正規採用の教員をふやしてほしいということがありまして、臨時的任用職員が1名の減になっており、正規職員が1名増えているということでございます。

続きまして、愛川中学でございますが、現在は普通級が10、特別支援級が4ということでございます。来年度は普通級が9、それから支援級が3ということで、合わせて2学級減ということでございます。したがって、教員の規定分が減ってございます。普通級のほうは1学級減なんです、教員の配置が、この10から9というところは、2減という形になってございます。県単下全体、このような配置の数になっておりますので、1学級減で1減というわけではなくて、今回はたまたま2の減の段階に当たってございます。それから、支援級は1学級減ですので、1人減となってございます。合わせまして、3減という形でございますが、愛川中学校もなるべく臨任を減らしてほしいという要望の中で、現在は3人おるわけですが、来年度は2人という形になってございます。

最後に、愛川中原中でございますが、愛川中原中は今年度と普通級も支援級も変わってございません。ただ、規定外で国際教室ができるということで、1プラスになってございます。したがって、全体で29ということで、1プラスになってございます。ここも同じように臨任を減らす観点から、今年度は5人臨任がございましたが、3人ということでございます。したがって、臨任の数は、今年度より合計では4人減っていく形になってございます。

以上、雑駁でございますが、来年度4月5日を見込みました教員の配置状況でございます。よろしくお願いたします。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（2）平成26年度教職員人事配置状況について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

○（熊坂教育長） すみません、もう一つ説明を忘れました、説明が。栄養士のところでございますが、現在は県費負担の栄養士が中津小学校と菅原小学校、2名配置がございます。来年

度は、残念ながら子どもの数の減少に伴いまして、県費負担は、愛川町は1名しかないということで、その分を町費負担に切りかえてございます。その点、ご承知おきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○（井上委員長職務代理者） 質疑はありませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では、質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、（2）平成26年度教職員人事配置状況については、説明のとおり、ご承認をお願いいたします。

次に（3）平成26年度愛川町就学措置についての説明をお願いいたします。

○（高山教育開発センター指導主事） では、平成25年度愛川町就学指導の報告をさせていただきます。

資料3をご覧ください。1、概略です。就学指導委員会の開催回数は、臨時就学指導委員会を含み、5回でございます。審議対象人数は52件、52名。第2回就学指導委員会が28件、28名。第3回就学指導委員会が22件、そのうち新就学児童生徒が21名、既就学児童生徒が1名でございました。臨時就学指導委員会は2件で、既就学児童生徒が1名と、新就学児童が1名ということになっております。

2番、就学指導委員会答申と就学措置の学級種別集計ということですが、小学校につきましては、31件答申が出されましたが、うち、保留が4件ありまして、そのうちまた保留が出た後、保護者と指導主事のほうで、何回か面談等をしながら、最終的には、自閉症・情緒級に2名、それから知的のクラスに1名、それから通常級に1名ということになっております。また、知的ということで答申が出たんですが、保護者のお考えの中で、通常学級でということで、答申といたしましては、1名が知的のほうから通常学級といった形になっております。

中学校につきましては、21件答申が出されました。知的の11の答申のうち2名につきましては、通常学級でという保護者の強い要望もありまして、最終的には通常学級に2名、それから特別支援学校のほうに、知的のほうから1名という形になっております。

それから、3番ですが、平成26年度の町立小・中学校特別支援学級在籍児童・生徒数の内訳でございます。先ほど、教育長のお話もありましたように、クラス数も増えておりますし、人数も増えております。昨年度、120名の支援級在籍のお子さんだったのですが、来年度は133名ということで、この数字については、神奈川県の中でも、最も多い在籍率になっております。

また、4番、平成26年度県立特別支援学校在籍児童生徒数でございますが、そこにあるような形で、伊勢原養護学校についてはゼロということで、相模原養護、座間養護、横浜南養護学校がそのような形の在籍数になっております。

例年就学指導を行っている中で、非常にやはり人数もふえてきた、教育的ニーズはどこにあるのかということで、非常に今年度も県の就学指導担当であるとか養護学校と連絡をとったり、家庭と連絡をとったりということで、来年度についてもより細かいやりとりが増えてくるのではないかなと思っておりますし、今年度の反省を受けまして、来年度もまた適正な形で就学指導相談に乗ってまいりたいと思っています。

以上です。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（3）平成26年度愛川町就学措置について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（井上委員長職務代理者） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、（3）平成26年度愛川町就学措置については、説明のとおり、ご承認をお願いいたします。

次に（4）愛川町教育委員会表彰実施要領の一部改正についての説明をお願いいたします。

○（熊坂教育総務課長） それでは、報告事項の4点目、愛川町教育委員会表彰実施要領の一部改正についてご説明を申し上げます。

資料の4をご覧ください。前回、1月の定例会におきまして、町が審議会等の見直しを行

っているというお話をいたしました。その中で町の附属機関に持っていくもの、また、そのまま所要の改正をするもの等を、ご説明をしたところなんです。この愛川町教育委員会表彰に係る選考委員会につきましては、要領の見直しを行って、選考委員会を廃止するという方向に持っていくとご説明を申し上げたところでございます。今回はそのご報告ということでございます。

資料の4の、中ほどの表をご覧ください。審査会・審議会等の見直しに伴う対応ということで、教育委員会表彰選考委員会について、「対応」というところを見ていただきたいんですが、被表彰者の選考は、「教育委員会の会議に諮り決定する」とされているが、現状では表彰選考委員会を開催し、二重の選考を行っている状況にあるため、現行の選考委員会を事務局内部の事前審査に変更するという対応をとるものでございます。この対応を図るために、今回の表彰実施要領の一部の改正を行うものでございます。

改正内容としては、資料4の一番下に書いてあるんですが、表彰実施要領から選考委員会に係る部分を削除するものでございます。その結果、事務局内で事前に審査を行ったものを、教育委員会会議に諮り、被表彰者を決定するという形に変更するものでございます。

改正の内容としては、次の新旧対照表をご覧ください。教育委員会表彰要領の中にあります、表彰選考委員会にかかわる部分、そこを削除するものでございます。具体的な内容としては、6条の表彰選考委員会の条文全て、それと第7条の被表彰者の決定のところにも、選考委員会の報告に基づき教育委員会に諮り決定するとなっている部分を削除するものでございます。これによって、今度は事務局内部の事前審査を行ったものを定例の教育委員会にかけて、表彰者を決定していくという形になります。

次に、表彰規定と表彰の実施要領を載せてございます。実施要領のほうに変更となっておりますが、このような形に全体をするものでございます。最後の部分は第5条で終わっております。6条と7条を削除した関係で、第5条で終わるような形になります。

なお、施行については、今度の選考から適用する関係で、26年の2月1日から施行するものでございます。

表彰の実施要領の一部改正の説明につきましては以上でございます。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（4）愛川町教育委員会表彰実施要領の一部改正について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長職務代理者) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長職務代理者) 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、(4)愛川町教育委員会表彰実施要領の一部改正については、説明のとおり、ご承認をお願いいたします。

◎日程第4

○(井上委員長職務代理者) 次に、日程第4、協議事項、(1)いじめ防止対策基本方針(案)についての説明をお願いいたします。

○(高山教育開発センター指導主事) まず初めに、表紙の目次の部分と中身の文言が多少、ちょっと違った部分がありましたので、差しかえをさせていただいております。大変申しわけございませんでした。

それでは、愛川町いじめ防止基本方針(案)ということで、お話をさせていただきたいと思っております。

いじめの基本方針が国の法律でできまして、それを受けて県、それから市町村も、今ちょうど、どの市町村も同じ動きをしております。法律では、学校が基本方針を出しなさい、そしてそれを協議する組織を設けなさいということで、法律ではそこまでが決まっているわけですけれども、市町村も、学校をバックアップする上で、まず神奈川県の方角を知る限りは、どこの市町村も基本方針を出して、それなりの組織をつくって、学校をバックアップしようといった形になっております。ただ、その基本方針が25年度中にできる場所もあれば、26年度中に策定するといった市町村もあるようですけれども、本町といたしましては、25年度中に策定をし、そして4月から町と学校も動いていくといった流れで考えております。今回、教育委員に出させていただいたのは案でございますので、見ていただきながら、そして文言等をまた整えたり、ここについて加除修正であったり、要望をいただきながらまとめさせていただいて、3月の定例教育委員会のときにはきちっとした形でどこでもお出しできるような形にまとめていきたいと思っております。

今後の流れになりますけれども、明後日に校長会がありまして、同じ資料を校長先生にも見ていただくと。それから3日後には、今、1回目、2回目と、町の各小中学校の代表者が来まして、いじめの検討委員会をやっております。3日後には各学校の基本方針の案が、9校分集まりますので、町の方針も出し、そこで見合い、意見等出し合いながら、最終的には3月末までに決定し、4月はどこの学校もホームページ等へ掲載をしていく中で、保護者や地域の方にも見てご理解いただき、動いていくといった形で今のところ考えておりますので、中身を見ていただいて、ご意見等ありましたら、よろしく願いをいたします。

一応、目次にあるような形で、まず「はじめに」ということで説明文がありまして、いじめについての基本的な考え方、いじめの定義、基本認識、基本理念、それから基本的な考え方というような形で、第1章は作っております。

第2章については、いじめ問題に係る基本的施策及び措置ということで、教育委員会の施策・措置、それから学校の施策・措置といった流れで作っております。

そして第3章は、重大事態が起きた場合の対処ということで、重大事態の意味、報告、それから、調査の趣旨及び調査の主体、4番が、事実関係を明確にするための調査の実施といったところで、項目立てをして作成しております。国や県のを参考にしながら、町のを揃えておりますので、後ほどこの協議の中でご意見いただければと思います。

以上です。

○（井上委員長職務代理者） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。（1）いじめ防止対策基本方針（案）について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

○（高山教育開発センター指導主事） 申し訳ございませんが、1カ所訂正をお願いします。5ページと6ページになるんですが、5ページの下の方、（5）関係機関との連携の中で、③のところ、「愛川町青少年問題連絡協議会」とありますけれども、これは「問題協議会」ですので、「連絡」をとっていただければと思います。

6ページも、ちょうど中段の第2章（3）①、「愛川町青少年問題協議会」でございますので、「連絡」をとっていただければと思います。大変失礼いたしました。

○（井上委員長職務代理者） ご訂正をお願いします。

いかがでしょうか。

平田委員、どうぞ。

○（平田委員） ちょっと内容が深いので、私のお尋ねの仕方もおかしくなってしまうかもし

れないんですけれども、6ページのところの、このインターネットを通していじめの防止とあるんですが、この内容って、今、インターネットでいろいろ悩み、自殺してしまう子ども多々いると思うんですけれども、扱いが非常に難しいと思うんです。この、県警と連携をとりますと書いてありますが、どのような形で行っていくのでしょうか。

- （高山教育開発センター指導主事） まず、大きな行政府ですと、例えばネットパトロールなどを設けてやっている行政府もあるんですけれども、本町としてはその辺は難しいです。各学校でわかる範囲でのネットの情報というのはつかめるんですが、今、一番問題になっているのは、LINEといいまして、仲間内の子どもたちでしか見られない。つまり、前はブログとか、ブログとかいうものは、学校でも結構、チェックしようと思えばある程度できたものがあり、裏サイトであるとか、見られる部分は指導もできたんですが、LINEになりますと、本当に仲間内で回していますので、学校としてそこを見られないというところが、一つ大きな問題があります。本町といたしましては、学校と連携をとって、教育長名、あと校長名で、保護者、地域宛てに、特にLINEの使用についてのお願いといたしますか、そういうもので、今学期中に発信していこうと考えておりますので、また、教育委員にもその文面を見ていただきまして、そして3月もしくは4月初めには間に合うような形で発信していこうというふうに考えております。

それからあと、この問題については本当にイタチごっこのような形で、学校も指導をいたしますが、また新しいものが出てくるというような形になっております。県警とも連携をとりながら、何かあったときにはすぐ対応してもらおうとか、あとはこういうネット関係のいじめ、ネットいじめに関する防止教室のようなものも、各学校でやっていただいておりますので、そのあたりを連携をとりながら、ここについては本当に、地域でやっていかないと、学校だけでといってもなかなか難しいところもございますので、本当に現場も困っているような状況もあります。ここはやはり、保護者に使い方であるとか、そういうところをご協力いただきながらやっていかない限り、ネットいじめの防止につながる施策というのはなかなか打てないかなというように思っています。まずは発信というか、通知を出させていただくところから、状況を見てまいりたいということで考えております。

- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。
- （平田委員） はい。よろしくお願ひします。
- （井上委員長職務代理者） どうぞ。
- （榮利委員） いじめもそうなんですけれども、このネットのことも、随分行政なんかは後

手に回る場合が多くて、発生してしまったから対策をとりますという事例がものすごく多いんです。だからいじめについても、基本的な部分についてはいじめ対策推進防止法に沿ってやるんですけども、地方自治体の教育委員会としては、いじめの発生する前兆をいかに早くどうつかむか。それから、教職員の方が敏感にアンテナを張って、いかにつかめるような研修なりをするとか、それから保護者と連携をとって、子どもの変調をいかにどうつかむかとか、そういうところまで、どうしていくかというのを少し論議して、決めていかないといけないですよね。研修が必要な場合は研修をする。つかみ方について、お互いに教職員で情報交換をするとか、起きてしまったからでは遅いので、その辺はもう少し、本当にどうしたらいいかというのを詰めていかないといけないと思うんです。

ネットにしても、ほかの市町村では、高校生から中学生に、兄弟関係みたいな感じで勉強会をやってもらうとか、警察の生活安全課でも、そういう講習会というか、そういうのも計画していますし、あるいはスクールガーディアンをお願いして講習会を開いてもらうとか、いろんな方法があると思うんです。まずは、事前にできることは何があって、どれを優先して、どれをスピードを上げてできるかというところまで、こういう問題は見つめていかないと、起こってしまったからでは、もう随分、失敗した前例がありますので、そこはよく連携をとりながら進めていったほうがいいかなというふうに、私は思うんですけども。

○（熊坂教育長） 先日も新聞に文科省のチラシが入って、いじめの関係の、裏にチェックリストがあって、インターネットを急にやらなくなったとか、そういう兆候を知るためのチラシが入っていましたけれども、国もやっぱりそういう啓発というか、保護者とか地域に呼びかける活動を始めているんだなと思いました。

○（榮利委員） でも、結果的には起こってしまったからでは、やっぱり遅いんです。だからそのために、では何を準備してどうするのか。アセスメントというのは、事前に、Y-Pもありますけれども、あれは単純に評価点を入れて、自動計算で出てしまうから、それはY-Pだけを頼りにしてもだめだと思うので、今言ったように、実際にどんなことが効くのかというのを検証しないと。いろんな事例を聞いて、これをやったから少しよくなったとか。

それから、文科省も今、LINEの問題については、電話会社とどうしようかというのを検討していますよね。そういうところも情報をつかんで、実際どれがいいのかというのは、やっぱりいろんな意見を聞いてやっていかないと、私はだめだと思うんですけども。例えばよく知ってられる方、事例があったところとか、どういうふうにやりましたかとか。

やっぱり親御さんは、LINEの話になると全然わからないです。子どもがどういうふう

にどうやっているかというのは。使っているのはわかっているけれども、中身はどうなっているんだって。子どもも言わないしね。ある日突然行動が変わってきたりするというのを、どうやって早くつかむかというところだと思うんです。

学校の先生方も日ごろ言っていますけれども、以前に事例があって、放っておくとまた起こる可能性が必ずあるから、場所を変えたり、いろんな機会を捉えて、アクションをして確認していくというような方法をとっていますよね。そのぐらい、本当にどうしたらいいのかなどというのを考えながらやったほうがいいように、私は思いますけれども。

- （平田委員） LINEだと、見ているメンバーは共通するメンバーがおりますよね。そうすると、誰が非難中傷を受けて、いじめられているかってわかると思うんです。そうすると、それは何とかならんじゃないんですか。忠告というか、何と言うのか、気づかせてあげるといふのか、大人のほうでも、防止法としては。そうでもないんですか。
- （高山教育開発センター指導主事） いや、仲間ですから、それを保護者に、例えばこういうことをされたと言って訴えれば、保護者が動けると思うんですけれども、それを保護者に言わないで、真に受けてという、やはり。
- （平田委員） でもそれは、子どもでも確認することはできますよね。おまえらこれやるだろうと。
- （高山教育開発センター指導主事） それは友達同士であれば、誰かが誰に言っているなどいうところで、そこでこれ以上やったらまずいんじゃないかと思った子は、助け舟を出したり、親に相談したりとかあると思うんですけれども。そのときに何か歯どめになる、保護者がこれはまずいんじゃないのと言って、通知等を見て、子どももそうですし、保護者も見たり、地域の方に見ていただいて、何か歯どめになる、一つの手だてになったらいいなというふうな。
- （平田委員） 私のちょっと存じ上げている方が、中学校卒業してからLINEが原因で高校をやめてしまって、今はその地域にいないで、全然違うところの、地方の学校にお世話になってしまったというのが現にありましたから、とても怖いんです、そういう意味では。何とかいい案を探さないとと思います。
- （熊坂教育長） その辺で、実はPTAの活動研究大会で、県警の方にその辺を親向けの講演していただく予定だったんです。それができませんでしたので、3月にどこか休みの日に、その部分だけ、PTAの方を集めて講演会をやる予定をしております。いずれにしても、買い与えて持たせているのは親であり、教員がその中に入り込んで情報をとれる状態のもの

ではありませんので、一つには、親に危機感をしっかり持たせなきゃいけないという、その方策を我々も少し考えなければいけないと同時に、子どもへ向けても、そういう危険性が多分にあるということを知らせていかなければいけないのかなということを考えています。

生徒指導担当の先生方も、情報が全くつかめないということで、非常に危機感を持っています。やっている子ども自体も、相手がどこの誰というのを全く意識の中になしでやっているの、何が起こっても、相手を自分でさえ特定できないという状況があるようですので、一番大事にしたいのは、機械を持たせている親は何をすべきかというのをしっかり捉えさせることへ、当面は向けていきたいと。そういう意味で、チラシを作成して、親御さんに全戸配布をしていきたいということを考えています。

いずれにしても、これから、ますます悩みが、これは多くなる内容だろうと思います。

- （井上委員長職務代理者） 私のほうからですが、7ページのところの、教育委員会が実施する措置のところ、いじめを行った児童や生徒に対する措置について、児童・生徒の出席停止を命ずる等というふうに、大分、かつてに比べたら強い指導が始まってくるわけですが、イメージ的に言いますと、中学校と少し違って、小学校の児童に出席停止をとというのは相当きつい。もっとも、いじめの内容によるものですから、これは小・中関係ないわけですが、そういう判断をする場合があるということですね。あり得るということなので、ぜひ学校現場としっかりとした連携をとっていただいて、しっかりとした判断で措置をしていただきたいというふうに考えています。

それから、それにかかわることで、8ページで、今度は学校側のいじめに対する措置で、②いじめを受けた児童・生徒が云々のところの、その2段目の、保護者と連携を図りながらというのは、これはしたほうの保護者か、されたほうの保護者かが、この文面だけだとはつきりしないんですが、どうですか。これは両方に対しやるんですか。もちろん、現場では必ず両方やるんですけれども、この文面も両方という意味で受けとめてよろしいですか。

- （高山教育開発センター指導主事） またわかりやすい形で作成します。

- （井上委員長職務代理者） そうしていただけると。もちろん両方だと思います、私も。

ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

なかなか内容が深いので、そう簡単に、よくわかるような問題ではないんですけれどもなかなか深いので。時間的にはちょっと短いとは思いますが。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） では質疑のほうを終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。
よって、（１）いじめ防止対策基本方針（案）については、説明のとおり、ご承認をお願いいたします。

◎日程第５（非公開）

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第５、議案第12号 愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申についてを議題といたしたいと思いますが、提出された議案については、人事案件となるため、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないようでありますので、議案第12号につきましては非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（休憩）

- （井上委員長職務代理者） 会議を再開いたします。

◎日程第６

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第６、議案第13号 愛川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- （熊坂教育長） 議案第13号 愛川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例でございますが、国の法律が変わったというようなことを受けて、ここへ提出するものでございますが、詳細につきましては担当よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

- （山田生涯学習課長） それでは、議案第13号 愛川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

この条例につきましては、先月１月の定例教育委員会におきまして概要を説明させていただいたところでございますけれども、３月の町議会定例会に議案として提案したく、本日皆

様にご協議いただくものでございます。

この社会教育委員の設置条例の改正につきましては、先ほど教育長から申し上げましたとおり、これまで法律に位置づけられておりました社会教育委員の委嘱基準が、条例で定めることになりましたことから、それに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書を1枚めくっていただいて、2枚目に改正します条例案がでございます。そして、その次は新旧対照表をおつけしております。さらにもう一枚は、現行の社会教育委員設置条例でございます。

今回の条例改正、具体的には、現在の条例の第2条に、社会教育委員の委嘱基準といたしまして、文部科学省令で定めますところの、参酌すべき基準であります、学校教育及び社会教育の関係者、それから、家庭教育の向上に資する活動を行う者、さらに、学識経験を有する者、この3つを委嘱基準という形で、条例につけ加えるものでございます。

そして、施行期日につきましては、平成26年4月1日といたしまして、経過措置として、現在の委員につきましては、現行の任期の残任期間とするものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上であります。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第13号 愛川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号 愛川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第7、議案第14号 愛川町附属機関の設置に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） 議案第14号でございます。愛川町附属機関の設置に関する条例についてでございますが、これまで要綱等でこの附属機関を規定しているものが愛川町全体で幾つかあるわけでございますが、今回、それらを一括いたしまして、条例の形にしていきたいというものでございます。教育機関にかかわる附属機関もございますので、内容につきまして、担当のほうよりご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- （山田生涯学習課長） それでは、議案第14号の愛川町附属機関の設置に関する条例について、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、1月の定例教育委員会で若干説明をさせていただいたところがございますけれども、現在、町では各種審議会等について整備や見直しを行いまして、附属機関として位置づけます審議会等を包括的に規定をする、新たな条例を策定することとなりました。そこで、この条例には、生涯学習課が所管します3つの会議が位置づけられることとなります。

議案書の裏についております資料をご覧いただきたいと思いますが、ページが振ってございます。1ページから4ページまでが条例案でございます。1ページの愛川町附属機関の設置に関する条例の第2条に、執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置くという規定がございます。この別表が、3ページ、4ページになります。こちらには20の審議会等が掲げられておりまして、それらを一括して条例で規定するものでございます。

4ページの最後の3つでございますけれども、これが教育委員会の生涯学習課が所管するもので、まずは愛川町生涯学習推進プラン推進委員会。そして、愛川町男女共同参画基本計画推進委員会。そして、愛川町図書館構想策定委員会の3つでございます。この3つの委員会につきましては、現在は要綱で設置をしているところでございますが、5ページ以降にそれらの要綱をおつけしております。

ちょっとごらんいただきたいんですが、5ページが、愛川町生涯学習推進協議会設置要綱。そして、7ページが、第2次愛川町生涯学習推進プラン策定委員会設置要綱でございます。生涯学習に関しましては、進行管理を行います推進協議会の要綱と、計画を策定する際に設置します策定委員会設置要綱、この2つを別々に今までつくっておりましたけれども、今後

は進行管理と計画策定も1つの策定委員会といたしまして、条例のほうに位置づけることとなります。男女共同参画につきましても、同じように進行管理を行います推進協議会と、計画策定時につくります策定委員会という、2つの会議がございますけれども、これも整理して、1つの委員会として条例のほうに位置づけることとなっております。

ちなみに、11ページがございます、愛川町図書館構想策定委員会設置要綱ですけれども、こちらの図書館構想策定委員会につきましては、構想策定までの期間を限定した委員会でございますので、こちらはほかの会議と統合するようなことはございません。

なお、この愛川町附属機関の設置に関する条例につきましては、3ページ、4ページ、先ほどありましたが、別表という形で附属機関の名称、それから設置目的、委員の数、これが定められておりますけれども、この条例に定めるのは、その部分だけでございますので、その具体的な内容等につきましては、別途規則として定めることとなります。したがって、この3つの委員会の、これに関する規則につきましては、3月の定例教育委員会に議案として提出をさせていただきたいというふうに考えておりますので、またその際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上であります。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長職務代理者） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第14号 愛川町附属機関の設置に関する条例について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって議案第14号 愛川町附属機関の設置に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8

○（井上委員長職務代理者） 次に、日程第8、その他、（1）平成26年度主要施策についての説明をお願いいたします。

○（熊坂教育長） それでは、資料6をご覧ください。私のほうから新年度予算の全体的なことについて最初に申し上げ、その後、担当課長から説明をさせます。

まず、この表紙のところをご覧くださいと思いますが、森川町長初めての予算案でございます。予算のキャッチフレーズです。「子育て応援と健康長寿」、「あいかわシティセールスの推進で笑顔輝く愛川町を目指した予算」としております。

1枚おめくりいただいて、1ページをご覧ください。まず最初に、歳入歳出予算総額でありますけれども、まず一番上、26年度の一般会計の予算額は119億8,700万円で、前年度に比べまして2,500万円、率にして0.2%の減となっております。これは、平成25年度に完成をいたしました健康プラザの建設事業費、これが約3億円ぐらい入ってございましたが、これを除きますと、実質的にはプラスの予算計上となっております。

続いて、各特別会計と水道事業会計を合わせました総額です。表の一番下にありますとおり、合計では227億900万円、前年度に比べて1億5,100万円、率にして0.7%の増となっております。大きな要因といたしましては、高齢化の進行に伴います、介護保険特別会計の増が主な要因となっております。

右側の2ページをごらんください。一般会計歳入歳出予算の内訳、（1）の歳入でございますが、初めに一番上の町税であります。74億6,000万円ほど、前年度に比べて4億5,000万円余りの増となっております。これは、内陸工業団地への新規企業の進出に伴う固定資産税の増が主な要因となっております。それから少し飛びまして、6番目の地方消費税交付金では、消費税率の改正に伴う増収分を見込み、前年度に比べて6,000万円の増となっております。それから、さらに少し飛びまして、14番目の国庫支出金が、前年度に比べて2億円余りの大幅増となっておりますが、これは消費税率の改正に伴いまして、低所得者や、子育て世帯の経済的な負担を軽減するために国が実施をします臨時福祉給付金、そして子育て世帯臨時特例給付金、こういった給付事業によるものであります。それから、18番目の繰入金では、これは財政調整基金の取り崩しですが、1億5,000万円ほどで、前年度に比べまして、マイナス3億5,000万円ほどとなっておりますが、この大きな要因といたしましては、健康プラザに充当した、庁舎周辺公共施設整備基金とかございますが、そういったものからの繰

り入れが減となったようなものでございます。それから、最後に21番目の町債、借入金です。この借入金につきましては、新年度は主に道路整備事業ですとか、消防の救急デジタル無線整備事業などへの借り入れを実施するものであります。前年度に比べまして、3億円ほどのマイナスとなっておりますが、これは健康プラザを建設するために借り入れた地方債が約マイナス2億円、そして臨時財政対策債がマイナス1億円などとなっております。さらに下から2番目のところに、自主財源というところがありますが、町税収入の増などによりまして、約87億円、構成比72.8%と、引き続き高い率を維持しております。

3ページをお開きください。町税の内訳の表でございまして、主なものでは、町民税のうち、法人町民税につきましては、前年度に比べまして、約8,400万円余りの増となっております。これは景気の回復基調を反映したものとなっております。それから、その次のところに固定資産税がございまして、その中でも、家屋がございまして、これは内陸工業団地への新規企業の進出によるところが大きいものですが、これは前年度に比べ約2億7,000万円、21.6%の大幅な増となっております。

表の一番下、町税全体では、前年度に比べて約4億6,000万円増の74億円余りとなっております。それでも過去最高であったのは、平成19年度。平成19年度の町税の決算では、約84億円でありましたので、それから比べると、まだ10億円は少ないといった状況であります。

次に、右側の4ページをごらんください。歳出の目的別の表です。主なもので申し上げますと、3の民生費が、43億円余り。構成比で36.2%と最も多くなっております。前年度との比較では2億2,000万円余りの増となっておりますが、これは新たな子育て応援施策を実施することによるもののほか、先ほど歳入で申し上げました消費税率の改正に伴い、国が実施いたします臨時福祉給付金や、子育て世帯臨時特例給付金給付事業によるものであります。次に、4の衛生費。これは各種の予防接種や、健康増進事業などを実施する予算であります。13億8,000万円余り、構成比が11.5%で、2番目の規模となっております。前年度と比べまして約3億4,000万円ほどの減となった要因は、健康プラザの完成によるものであります。

次に、5ページをご覧ください。今度は歳出の性質別予算であります。主なものを申し上げますと、初めに、人件費は32億円余り。職員給与、手当てなどの減から、前年度に比べて約8,000万円の減となっております。次に物件費。この物件費というのはわかりにくい言葉なんですけれども、平たく言いますと、賃金ですとか消耗品、印刷製本費、光熱水費、委託料だとか、そういったものでございまして、これには公共施設の耐震診断業務やマーケティ

ング推進事業など、各種の新規施策を実施することから、前年度に比べて約1億4,000万円増の24億円余りとなっております。そして下のほうにいきまして、補助費等というのがございます。補助費等の2億2,000万円余りの増は、国が実施する臨時福祉給付金や、子育て世帯臨時特例給付金給付事業によるものであります。その下の、投資的経費では、普通建設事業費が約7億7,000万円で、主なものを申し上げますと、愛川聖苑の屋根や外壁等の改修工事のほか、高峰小学校外壁改修工事や、文化会館外壁等改修工事、消防の救急デジタル無線活動波整備事業などとなっております。前年度に比べまして、2億9,000万円の減となっておりますが、これは先ほど申し上げております健康プラザの建設事業が終了したこと、それから幣山下平線整備事業費が、約9,000万円などが減となったことによるものであります。

以上が歳入歳出の主な状況であります。

続いて6ページからは主要施策でありますけれども、教育委員会に関係するところにつきまして、担当課長のほうからご説明を申し上げます。

ごめんなさい、4ページのところへちょっと戻っていただきまして、教育費、これを飛ばしてしまいました。すみません。一番大事な教育費を飛ばしました。失礼いたしました。教育費が、26年度は13億800万円ほどで、構成比が10.9%になります。前年度よりも2,400万円ほど増額となっております。失礼しました。

○（熊坂教育総務課長） それでは、まず教育総務課の関係からご説明を申し上げます。

15ページをお開きください。15ページ、人づくりのための教育施策の推進ということで、まず1の学校教育のところがございます。（1）の小中学校施設整備事業といたしましては、マル新とついておりますが、まず小中学校エアコン整備に係る調査業務委託を26年度に実施いたします。エアコンの整備に向けて、まず基礎となる、いろんな学校の設備の状況ですとか、エネルギー方式の検討とか、そういったものの材料となる基礎的な調査、これを26年度に実施してまいります。これをまず実施いたしまして、その後、実施設計等を行った後に、今度は工事という形になります。とりあえず調査業務を26年度に実施するというものでございます。その下の、その他の小中学校施設整備工事といたしましては、大きいものでは高峰小学校の昭和42年度棟と職員室が入っている棟の外壁の改修工事、それと中津第二小学校の屋外トイレの建てかえ工事、また、半原小、中津小学校の体育館の床の改修工事などが予定しております。

続いて、（2）の、高等学校等への通学及び入学準備に対する助成ということで、26年度も引き続き、通学に対する助成と入学準備に対する助成をそれぞれ行ってまいります。

続いて、16ページ一番上です。（3）で、中学生の学力向上への支援、平成24年度から実施しております中学一、二年生を対象とした学力検査、これを引き続き実施していくというものでございます。

（4）かながわ学びづくり推進事業。これは県の、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業の指定を受けまして、授業研究ですとか講演会などを開催しまして、学力向上のための各種事業を実施するものでございまして、今年度、25年度に引き続き、26年度につきましては、愛川東中学校区の、愛川東中学校、中津小学校、菅原小学校において、先ほど申したような事業に取り組んでまいります。

1つ飛ばしまして、（6）のマル新、いじめ防止対策推進事業でございます。先ほども基本方針についてご説明を申し上げましたが、昨年9月に施行いたしました、いじめ防止対策推進法に基づきまして、まず学校にいじめ防止対策のための組織をつくっていかうということで、教職員や心理・福祉等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、これを構成員とするいじめ防止等の対策組織を各学校に設置するものでございます。そのための経費となっております。

（7）は、小中学校情報教育推進事業でございますが、26年度は、平成19年度に導入いたしました、小学校のパソコン教室の中の機器につきまして更新をしていく予定となっております。中学校については今年度、25年度に更新を行っているんですが、来年度は小学校のパソコン教室の機器を新しくしていくというものでございます。

教育総務課関係は以上でございます。

○（山田生涯学習課長） それでは、引き続きまして、生涯学習課関係の説明をさせていただきます。

まずは、8ページをご覧くださいと思います。こちらが、子育て支援を柱とした、福祉健康施策の推進の中の、（12）放課後児童クラブ事業です。こちらにつきましては、26年度も引き続き、町内6小学校で放課後児童クラブ事業を実施するものです。保護者が仕事などで留守になる家庭のお子さんをお預かりして、集団生活ですとか、遊びなどを通じた日常生活の生活指導を行うというものでございます。こちらにつきましては、今年度、年度当初、中津と菅原の児童クラブで待機が生じておりまして、今現在は菅原の待機は解消したんですが、中津小で待機が出ている状況です。26年度につきましても、事前の申し込み状況から言いますと、中津・菅原でやはり待機が出る。中津第二小学校についても待機児童が出そうだという状況となっております。

それから、次の9ページをご覧くださいと思います。(13)かわせみ広場事業です。こちらは、町内の14の施設、児童館ですとか、地域の公民館を活用いたしまして、放課後の時間帯、小学生に自由にといいますか、一旦家に帰って、ランドセルを置いてから来ていただくということで、通常は午後5時まで遊ぶことができるということで、こちらの事業も引き続き実施をしております。

次に、16ページになります。こちらは、人づくりのための教育施策の推進の分野で、16ページが一番下になりますが、(1)図書館構想づくり推進事業です。図書館構想づくりにつきましては、今年度から本格的に動き出しまして、本年度は町民アンケートですとか関係団体へのヒアリングなどを行いまして、課題等の整理を行っているところであります。26年度につきましては、策定委員会の会議を3回程度開催する予定となっております、図書館構想の取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

続きまして17ページ、一番上になります、マル新(2)文化会館改修事業であります。文化会館につきましては、昭和57年度に建設、58年1月にオープンしておりますので、既に31年が経過しております。改修工事を行うものです。1つ目として、外壁等改修工事、タイル張りになっておりますけれども、一部で少しタイルが浮いてきているような状況が見られますことから、それをちゃんと押しつけるような形の全面改修工事を行います。また、それとあわせて、ペントハウス部分、搭屋ですね。屋上の上に出っ張っていますエレベーターの機械室、それから階段室、舞台の吊り物をするためにちょっと高くなっている部分ですね。その上のシート防水の改修を行います。一部雨漏り等も見られることから、防水工事を行う予定となっております。さらには、ちょっと古くなりましてふぐあいが出ています音響調整卓、ホールの音響調整卓ですね、こちらの改修。それから、音質が低下しているステージスピーカーを購入、こういった事業を実施いたします。

それから続きまして、22ページになります。安全・安心まちづくりの推進の(3)防災対策で、マル新(1)保育園・老人センター・児童館耐震診断業務の実施であります。各施設の耐震診断を行うんですが、この中で、熊坂児童館と春日台児童館、こちらにつきましては、26年度に耐震診断を行います。耐震診断につきましては、昭和56年の建築基準法の改正以前に建てられた建物について、耐震診断を行うことになっておるんですが、既に3つの児童館、宮本、田代、坂本の児童館につきましては耐震診断が済んでおりまして、そのうち宮本児童館については耐震改修は必要であるという結果が出ております。昭和56年以前に建てられた、あと残っている熊坂と春日台の児童館についても、耐震診断を実施するものであります。

それから、最後になります。30ページをご覧いただきたいと思います。住民参加のまちづくりの推進、(1)協働のまちづくりの推進であります。こちらにつきましては、行政推進課の事業といたしますか、予算になるんですが、その中で、中段やや下、マル新が2つあるんですが、上のマル新、(仮称)読んであげたい、読ませたいブックガイド「読書への誘い」の作成であります。こちらにつきましては、住民提案型協働事業ということで、提案団体が書いてありますが、愛川町子どもの読書を推進する会が、ブックガイド、おすすめ本のリストをつくらうというお話があります。そして、町のほうでも、こういったブックガイドは作成していきたいという考えがございましたことから、これを協働して26年度に実施するものであります。

生涯学習課に関しましては、以上でございます。

- (小島スポーツ・文化振興課長) それでは、資料の17ページにお戻りください。17ページでございます。3のスポーツ・文化振興の主要施策の関係ですけれども、初めに(1)のふるさと愛川写真展の開催ということで、町内の自然や歴史をおさめました写真を、町内の在住・在勤者を対象に公募いたしまして、展示開催をするものでございます。予算額は、写真応募者の記念品の購入費ということで計上させていただいております。

この展示ですけれども、平成25年度に新規事業として開催をしたものでございまして、今年度、25年度のテーマは、ふるさとの光景ということで、47作品の応募がありました。この写真作品ですけれども、今月末、2月末まで、郷土資料館で現在展示開催中でございます。なお、3月以降は町内の巡回展示を行う予定であります。

次に、(2)の各種スポーツ教室等の開催ということでございまして、内訳は各種スポーツ教室の開催経費と、隔年実施しております、町民みなふれあい体育大会の開催経費でございます。各種スポーツ教室の内容でございますけれども、少年少女を対象にいたしました水泳、剣道、サッカー、陸上競技、この4種目の教室の開催、それと、ニュースポーツでありますカローリング。この大会開催経費でございます。

隔年実施の町民みなふれあい体育大会は、26年度10月に三増公園陸上競技場で開催をする予定をいたしております。

以上です。

- (熊坂教育総務課長) 1点追加で、32ページをお開きください。32ページの一番上のところなんですが、行財政運営の効率化をめざしてのところの、一番上、(1)マーケティング推進事業、ここで、マーケティング室というものを新たに設置することになります。年度当

初、4月から3名体制でスタートするというので、各部に属するのではなく、町長の直轄組織として位置づけると。これは町長の公約のことですけれども、こういったふうに組織にも変更があるということになります。

以上でございます。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（1）平成26年度主要施策について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

○（榮利委員） 確認なんですけれども、前々回か、前回だったかな、教育委員会の中で、小学校と中学校から平成26年度の要望というのが出されていましてよね。あれは、全部は入らないと思うんですけれども、その項目もきちんと捉えて盛り込んであるということですよね。

○（熊坂教育総務課長） 各学校や団体等からの要望については、一応見積もり段階ではなるべく入れ込んだ形で要求はいたしております。ただ、全体的な予算査定の中で、優先度の高いものからということになりましたので、一応今回ご説明したような内容が、今度3月定例議会に予算として提出されて、それで議会の審議を受けるというような形になります。

○（榮利委員） これは、上がっているやつが入っているんだな。

○（熊坂教育総務課長） そうです、はい。

○（榮利委員） ちょっと、どれとどれが上がったか、わかれば。

○（熊坂教育総務課長） 施設については、15ページを見ていただきたいんですが、エアコンについては各学校から上がってきているものでありまして……

○（榮利委員） これは調査するでいいですよ。

○（熊坂教育総務課長） そうですね、町長の公約にもあった関係で、エアコンの整備に向けて着手するという形になります。あと、その他の小中学校の施設整備工事の中では、上から2番目の、第二小の屋外トイレの関係ですね。その他の学校からも上がってきているんですが、一応優先度の高いものから1基ずつやっていくという形になります。

あと、半原小、中津小から体育館の床改修、これが上がってきておりまして、これも予算化ができたものになります。あと、菅原小の受水槽のポンプや給食室の壁補修についても、これも上がってきたものになります。あと東中も、手洗い場の改修、手すり設置、あと愛川中学校のプログラムタイマーも全て学校から要望が上がってきたものなんですけど、やっぱり全てはちょっと無理ということで、優先度の高いものから、今回予算化されております。

○（榮利委員） 説明のときにそれがなかったのに、裏づけとしてきちっととられているのかなというのが心配なのでちょっと確認したんですけれども。入っていればいいです。全部は無理だろうけれども。

○（熊坂教育総務課長） そうですね。

あと軽微なものについては施設改修というか修繕の中でやっていく予定のものもあります。

○（榮利委員） それはこれとは別なんですよ。大規模なやつは。

○（熊坂教育総務課長） 別ですね、はい。

○（井上委員長職務代理者） ほかにありませんか。

○（榮利委員） もう一つよろしいですか。多分これ、予算のときに聞かれると思うんですけれども、小学校のほうは、これからICT化に向けて4,000万ちょっと入れますよね。中学校はもう既に入れましたと言っているんですけれども、パソコン教室の推進状況とか、どのように使っていますかというのは必ず聞かれると思うんです。きょうも愛川中学校に行ったんですけれども、ICT的な意味合いのものを、生徒が説明しましたよね。ああいうのはやはりICTで、パネルにプロジェクターで映し出してやるとか、そういうところも少し気になるので、こういうふうに使っていますというのを説明できるようにしたほうがいいかなと思うんですけれども。25年度で入れた分については、こういう更新をして、今このように使っていますという話をできたらいいかなと思うんですけれども。ちょっと具体性が見えなかったね、中学校は。新しくしたんだけれども。

もう試験的にタブレットを1台1台渡して、神奈川県でも研究授業が始まったので、何年か先には電子辞書になっちゃいますよね。そういうところはやっぱり、予算を入れた分はこうなっているので、さらにこっちもという言い方をしたほうがいいかなと、私は思うんですけれども。

○（熊坂教育長） 毎年、ICTの利用状況は調査をし、落ちているところについては指導主事のほうで回って、こんなことをどうでしょうということで、研修等を行っておりますので、また毎年調査をしながら、落ちているところは研修等で拾っていきたいと、そんなふうに思っています。

○（榮利委員） あんまり何か感じなかったんだけれども。

きょうのも手元のカメラがありますので、ああいうのに映して、せっかく大きいテレビがありますので、あれに映すこともできますし、その辺のちょっと工夫があればなど。

そういう授業をちょうど見られればというのかな、パソコン教室での授業を、タイミング

的に見られれば一目瞭然でしたよね。どういうふうに使っているというのを。意外と、ソフトを更新しなきゃいけないというのはどのぐらいリスクがあるかとか、そういうのもわかっていないと思うんです。そういうところで、きちっと説明しないと。

そうですね。小学校ではことし、地区の研修日があって、そこで授業公開するんですが、その中では、大きなプロジェクターとテレビ等を使いながらの授業がありましたので、全く使われていないわけではないんですが、そういう場面に出会わないといけない部分もありますので、来年度のときは、場合によったらそういう授業がその中にあればいいと思います。

○（榮利委員） 千葉の轟小学校へ行ったときに、すごい活用しているなという感じがしたので、あのくらいとまでは言わないまでも、やっぱり拡大鏡を使って映し出すとか、そういうICT化が進んでいるなというのが見えないと、やっぱり。ちょっと検討してもらいたいですね。

○（井上委員長職務代理者） どうぞ。

○（平田委員） 私は16ページの教育相談事業のところ、（5）の心の問題、いじめ、不登校、さまざまな課題に対する支援を行うためのところなんですけれども、こここのところで指導する、運営するものはかなり大変な状況だと思うんです。先ほども130でしたか、神奈川県トップの数字になったなんて高山指導主事がおっしゃっていたんですけども、それでこの予算で大丈夫なんでしょうか。ちょっとこの辺はもう少し、いろんな方の応援をもっといただきながらやらないと、どうかなと思うんですけれども。

○（高山教育開発センター指導主事） 本当に委員から応援していただくようなご意見をいただいて、本当にうれしく思います。本来ならばやはりうちの指導室の中でも、今回一番主というか、力を入れたかったのは、やはり臨床心理士を常設したいということです。常設であれば、いじめへの対応であるとか、例えば発達相談を、保護者からあったときに、すぐに発達検査を受けられるとか、多様な形でやはり対応できる、そういうものがやはり町には必要だろうということで、今回も予算要望したんですが、やはり財政のほうでちょっと切られてしまったという形で、最低限いじめの、学校への協議会への設置分だけというような形ではつけていただいたんですけれども、ここについては、委員が言われているとおり、常設化を図るためにまた来年度、より努力をしていきたいなというふうに、指導室としては思っております。

以上です。

○（井上委員長職務代理者） そのほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

- (井上委員長職務代理者) では質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。
よって、(1)平成26年度主要施策については、説明のとおりご承認をお願いいたします。
次に、(2)その他であります、全体を通して何かございましたらお願いします。
委員のほうからありますか。
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) 事務局から何かありますか。
特にないですか。よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) それでは、以上をもちまして、議事の全てが終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。
よって、2月定例会を閉会いたします。
長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成26年3月24日

教育委員長 欠席

職務代理者 井上正博

教育委員 平田明美

教育委員 榮利隆一

教育長 熊坂直美

調整職員 井上守